令和４年３月１７日

大学コンソーシアム沖縄
各　理　事　　殿

大学コンソーシアム沖縄
代表理事　西　　田　　睦
（公印省略）

大学コンソーシアム沖縄第１４回社員総会の書面会議開催について

平素より、本法人の運営にご尽力いただき感謝を申し上げます。

令和４年２月１７日の大学コンソーシアム沖縄第１３回社員総会において、沖縄工業高等専門学校の伊原博隆校長が、定年退職に伴い大学コンソーシアムの理事を退任することをお伝えしておりました。

その後任として国立高等専門学校機構の佐藤貴哉研究統括参事が令和４年４月１日から着任することとなっております。

また、本法人の事務局長である琉球大学の満尾俊一総合企画戦略部長については、令和４年４月１日に他機関へ異動し、後任に琉球大学総合企画戦略部の平良喜彦経営戦略課長が着任することとなっております。

つきましては、第１号議案として「理事の選任」、第２号議案として「事務局長の任免」について、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、会議の召集に代え、下記のとおり書面により決議を行いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

記

１．書面決議の方法
添付の「大学コンソーシアム沖縄第１４回社員総会資料」をご確認の上、その結果を別添「書面決議書」にご記入、押印をいただき、令和４年３月２５日（金）までに大学コンソーシアム沖縄事務局あてに提出頂きますようお願い致します。

２．審議事項
第１号議案　大学コンソーシアム沖縄理事の選任について
第２号議案　大学コンソーシアム沖縄事務局長の任免について

# 書　面　決　議　書

大学コンソーシアム沖縄第１４回社員総会（書面会議）

令和４年３月　　日

大学コンソーシアム沖縄
　代表理事　西 田　　睦　殿

大学コンソーシアム沖縄　理事

氏名　　印

| 議案 | 審議の結果 |
|---|---|
| 第１号議案<br>理事の選任について | 承認　　・　　不承認 |

【ご意見】

| |
|---|
| |

| 議案 | 審議の結果 |
|---|---|
| 第２号議案<br>事務局長の任免について | 承認　　・　　不承認 |

【ご意見】

| |
|---|
| |

# 大学コンソーシアム沖縄　第14回　社員総会資料

資料１　　一般社団法人大学コンソーシアム沖縄 理事の選任について

資料２　　一般社団法人大学コンソーシアム沖縄 事務局長の任免について

資料１

# 一般社団法人大学コンソーシアム沖縄　理事の選任について（案）

１．理事の選任について

・沖縄工業高等専門学校においては、現理事の伊原校長が任期を満了し、令和４年４月に新たな校長が就任することになっている。

・今回の総会（書面会議）において、その就任予定者を引き続き理事として選任することを一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第５８条に基づき、決定することを伺う。

２．理事候補者の氏名、現職、任期は以下のとおり。　（令和４年３月１５日現在）

| No | 氏　　名 | 現　　職 | 大学・役職（予定） | 大学ｺﾝｿｰｼｱﾑ沖縄役職 | 任　　期 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| １ | 佐藤 貴哉（さとう たかや） | 国立高等専門学校機構研究統括参事 | 沖縄工業高等専門学校長 | 理事 | 校長就任の時～令和４年定時社員総会終結の時 | |

３．一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（抜粋）

（社員総会の決議の省略）

第５８条　理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

４．一般社団法人大学コンソーシアム沖縄定款（抜粋）

（理事の任期）

第２４条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

資料２

# 一般社団法人大学コンソーシアム沖縄　事務局長の任免について（案）

１．事務局長の任免について

・大学コンソーシアム沖縄の現事務局長の満尾俊一琉球大学総合企画戦略部長の人事異動に伴い、令和４年４月に新たに琉球大学総合企画戦略部長が就任することになっている。

・今回の総会（書面会議）において、就任予定者である琉球大学 総合企画戦略部長を事務局長として任免することを一般社団法人大学コンソーシアム沖縄定款第３１条第３項に基づき、決定することを伺う。

２．事務局長候補者の氏名、現職、任期は以下のとおり。　（令和４年３月１５現在）

| 氏　　名 | 現　　職 | 大学・役職（予定） | 大学ｺﾝｿｰｼｱﾑ沖縄役職 | 任　　期 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平良 喜彦<br>（たいら よしひこ） | 琉球大学<br>総合企画戦略部<br>経営戦略課長 | 琉球大学<br>総合企画戦略部長<br>（併）学長企画室長 | 事務局長 | 令和４年４月１日<br>～令和５年３月３１日<br>（再任を妨げない） | 当コンソーシアム事務局長の職については兼職とし、職に係る給与・賞与は支給しない。 |

３．一般社団法人大学コンソーシアム沖縄定款（抜粋）

（事務局）

第３１条　本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２ 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３ 事務局長及び重要な職員は、全理事の承認を得て代表理事が任免する。

４ 略

**参考資料**

## 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

**第二章　一般社団法人**

**第三節　機関**

**第一款　社員総会**

**（社員総会の決議の省略）**

第５８条　理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

２　　略

３　　略

４　　略

## 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則

**（社員総会の議事録）**

**第１１条**　法第５７条第１項の規定による社員総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

２　社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録（法第１０条第２項に規定する電磁的記録をいう。第６章第４節第２款を除き、以下同じ。）をもって作成しなければならない。

３　　略

４　次の各号に掲げる場合には、社員総会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一　法第５８条第１項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合　次に掲げる事項

イ　社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

ロ　イの事項の提案をした者の氏名又は名称

ハ　社員総会の決議があったものとみなされた日

ニ　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名